

令和3年度事業計画

自 令和 3年4月 1日

至 令和 4年3月31日

駐車場の量的充足がほぼ達成しつつあるなか、まちづくりと連携した駐車場の配置など都市政策や交通政策を踏まえた駐車場のあり方が求められている。情報通信技術等の進展は、キャッシュレスをはじめとした駐車場のレス化やスマートフォンを活用した新たなビジネススタイルをもたらし、駐車場事業自体のあり方を変えつつある。

自動車業界は百年に一度の大変革期を迎えつつあるといわれ、CASE、すなわちコネクティッド、自動運転、シェアサービス、EVの話題が日々報じられ、また、移動サービスとしてのMaaSの中に自動車も含むモビリティ全体が組み込まれていく勢いにある。

駐車場が交通の結節点としてどのような進化を求められるか予測することは難しいものの、駐車場のあり方は変容することになるだろう。この時代の潮流の中で業界が生き残り、更なる成長を目指すためには、国や東京都等の政策、駐車場に関連する新たな動きを常に注視し即応せねばならず、そのために協会としては、価値ある情報を広く受信し、会員及び駐車場関係者にタイムリーに発信していく必要がある。

また、協会内に新たな風も吹き込み、会員相互の交流を深め、情報交換・意見交換及び相互啓発を活発に行うことが、業界の発展・成長に必ず寄与すると考える。ウィズコロナ・アフターコロナに対応したニューノーマルな協会活動のあり方の模索を含め、本年度は6つの活動基本方針を掲げ、協会活動を実施していく。

1. 活動基本方針

- (1) 会員間の情報交換・意見交換及び相互啓発の促進
- (2) 情報収集力・情報発信力の強化
- (3) 新規会員の入会促進
- (4) 協会独自事業の強化（駐車場案内標識事業）、全日本駐車協会独自事業に対する協力支援（団体パーキング保険・全日駐規格「汎用（共通）駐車サービス券」）
- (5) 東京都他関係官庁との良好な関係継続及び各種施策への協力
- (6) ウィズコロナ・アフターコロナに対応した協会活動のあり方の検討

2. 理事会活動

4月、5月、7月、11月に定例理事会を開催する。（年4回）

必要に応じて臨時理事会は開催する。

3. 委員会活動

- (1) 委員会は、総務委員会外、計8委員会をもって構成する。
- (2) 委員会は、理事会の補助機関として、別に定める令和3年度各委員会検討事項に基づいて、それぞれ所掌する事項について活動を行う。
- (3) 委員会相互に関する事案については、関係委員会を合同で開催する。
- (4) その他、社会情勢の変化に伴う諸問題等に対応するため必要な場合には、理事会の承認を得て特別委員会を設置する。
- (5) 現在の8委員会体制のあり方について検証し、必要な場合にはその見直しを検討する。

4. 組織活動

- (1) 駐車場事業者等の入会を促進する。
- (2) 組織に新たな風を吹き込むべく、新たな技術やスタイルで駐車場ビジネスに取り組む会員等の協会活動への積極的な参加を促す。
- (3) 各種研修会や見学会等を通して、会員同士の交流を深め、情報交換・意見交換及び相互啓発を促進する。
リアルでの交流を重視する一方で、ウィズコロナ・アフターコロナに対応したスタイルとして、インターネットを利用した交流等を模索する。
- (4) 駐車場の経営やマネジメントに関するコンサルタントや学識経験者等の紹介や会員相互のマッチングを推進する。
- (5) 全日駐が行う団体パーキング保険募集活動に協力し、更なる普及促進に努める。

5. 調査研究活動・技術活動

- (1) 会員駐車場調査について、調査項目の妥当性や必要性等を検証し、必要な場合には大幅な見直しを視野に入れた検討を行う。
- (2) 対外ネットワークを拡充し、駐車業界に関係する新技術・新ビジネスや直面する経営課題等に関する調査研究を行う。主な対象は次の通り。
 - ①情報通信技術等の活用による駐車場関連の新ビジネスやキャッシュレスを含む駐車場レス化対応
 - ②最新駐車場機器、リニューアル事例、安全性・セキュリティ対策、バリアフリー対応、環境・景観関連など駐車場事業に関する情報
 - ③CASEやMaaS等モビリティや駐車場に関連する周辺情報及び新たなフェーズに進んだ段階での路外駐車場やカーブサイド等の役割変化
 - ④海外情報
- (3) 東京都他関係官庁の駐車場関連施策等について情報収集を行う。主な対象は次の通り。
 - ①東京オリンピック・パラリンピック駐車場対策
 - ②駐車場条例、駐車場整備計画、附置義務制度、荷捌き駐車対策、自動二輪車対策、観光バス駐車対策
 - ③バリアフリー対策、駐車場内での事故及び犯罪の防止
 - ④飲酒運転の根絶

6. 教育研修活動

当協会が開催する研修会（春季駐車場研修会）等について、企画内容の充実に努め、時宜を得た会員に役立つ情報提供を行なう。また、全日駐主催の各種研修会等に積極的に協力する。

ウィズコロナ・アフターコロナに対応した新たな開催スタイルを検討するとともに、感染状況等によっては開催中止を検討する。

7. 広報活動

- (1) 情報収集及び情報発信力を高めることにより、協会の広報機能を強化する。機関誌「PARKING」内の当協会担当ページ「PARKING IN TOKYO」とホームページそれぞれの特徴を生かした有効な情報発信を行う。
必要に応じて機関誌・ホームページのブラッシュアップを検討、実施する。
- (2) 会員メールアドレスの収集数を増やし、機関誌、ホームページとともに、会員宛て情報提供や連絡手段としてメールを積極的に活用する。
- (3) 東京都他関係官庁による駐車場に関連する各種施策等の情報を逐次会員に発信する。

8. 駐車場案内標識設置活動

- (1) 会員及び会員以外の駐車場新規設置者・運営者等に対して、駐車場案内標識事業及び公益財団法人東京

都道路整備保全公社による助成金制度の周知を行い、建植の促進につなげる。

(2) 設置者による日常点検の実施を促進し、設置後一定の年数を経た標識、損傷が見られる標識の建替を促進する。

9. 関係官庁の推進する施策への協力

東京都他関係官庁と良好な関係を継続し、施策への協力に加え、各種委員会等に参加し、意見具申を行う。

(オリンピック・パラリンピック駐車場対策、駐車場内での事故及び犯罪の防止、飲酒運転の根絶、観光バス駐車対策、駐車対策、千代田区駐車場整備計画等)

10. 全日駐の事業活動に対する協力と参加

上部団体である全日駐が行う事業活動に対し、中核団体として引き続き積極的に協力し、同協会との連携強化を図る。

以上